

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	河川許認可原議及びしゅん功図等のマイクロフィルム及びデータ作成業務
発 注 課	河川管理課
選 定 事 業 者	情報創造事業（協）
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
当該業務は、主に札幌市が結んでいる単価契約（マイクロフィルム撮影等）の業務であり、マイクロフィルム撮影と並行して検索図の作成に必要な資料の抽出を行うことから、検索図作成を一連の作業として行う必要がある。そのため、単価契約は基本契約を締結している情報創造事業協同組合を相手方とし、単価契約外の業務についても、一連の業務であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき上記業者に特定する。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

決 定 日	令和4年 9月12日
-------	------------